

## 個人情報保護法の改正 施行：平成29年5月30日

平成27年9月に成立した個人情報保護法の改正案が今年の5月30日より施行されますので、いくつかの重要なポイントを解説していきます。特に、今回の改正により「すべての事業者に個人情報保護法が適用される」ことに注意してください。

### ①個人情報保護委員会の新設

個人情報を取り扱う事業者に対する監督権限は、これまで各省庁の大臣が有していましたが、新たに設置された個人情報保護委員会へと一元化されます。

### ②個人情報の定義の明確化

- ・グレーゾーンを解消するため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることが明確化されます。
- ・要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人の同意を得ることが義務化されます。

### ③個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用の規定が新設されます。

### ④いわゆる名簿屋対策

- ・個人データの第三者提供に係る確認記録作成等が義務化されます。第三者から個人データの提供を受ける際は、提供者の氏名や個人データの取得経緯を確認した上でその内容の記録を作成し、一定期間保存することが義務付けら

れます。また、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存する必要があります。

- ・個人情報データベース等を、不正な利益を図る目的で第三者に提供もしくは盗用する行為が「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象となります。

### ⑤その他

- ・取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者を規制の対象外とする制度が廃止されます。  
＝すべての事業者に個人情報保護法が適用されます!
- ・オプトアウト ※規定を利用する個人情報取扱事業者は、所要事項を委員会に届け出ることが義務化されます。委員会はその内容を公表します。  
※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合であっても、一定の条件下では本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができるというもの。
- ・外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供などについて、規定が新設されます。

## 特定化学物質障害予防規則の改正 施行：平成29年4月1日

特定化学物質(第2類物質)である「3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(略称：MOCA)」に係る特殊健康診断に、膀胱がん等尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目(尿中の潜血検査、膀胱鏡検査等)が追加されました。

